

様式第1号

審査基準整理票

処 分 名	仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の許可		
根拠法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第37条第1項ただし書	
基準法令名	大津市公設地方卸売市場条例	(条項) 第37条第1項	
所管部署	産業観光部公設地方卸売市場		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【 仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売取扱要領 】 ・掲載図書等【 大津市公設地方卸売市場業務取扱要領 】 ・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>大津市公設地方卸売市場条例第37条第1項ただし書に該当することを基準とする。その細目は、仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売取扱要領に定めるとおりとする。なお、当該要領を記した掲載図書は、所管部署において備え置く。</p> <p>参 考</p> <p>〔根拠法令〕 (卸売の相手方の制限)</p> <p>第37条 卸売業者は、卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、市長が仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めて許可したときは、この限りでない。</p> <p>2 卸売業者は、前項ただし書の規定により、市長の許可を受けて仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたときは、その卸売に係る品目の卸売の数量その他規則で定める事項について、当該卸売をした日の属する月の翌月の10日までに市長に届け出なければならない。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。